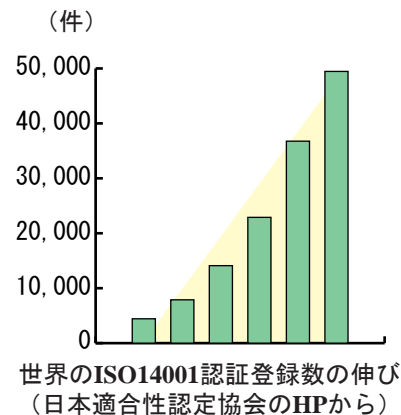


## はじめに

ISO14001の認証登録数は、日本適合性認定協会のホームページによると、世界で約5万件以上、国内では約11300件(平成15年9月時点)となっています。

ISO14001:1996本文の1章:適用範囲には、以下のように第三者認証登録(審査登録=certification/registration)に加えて、自己適合宣言(自己決定・自己宣言=self-determination/declaration)が明記されていますが、これまでは、「取引先から認められない」、「自己適合宣言のやり方がわからない」という理由でほとんど活用されていませんでした。

しかし、昨年からはISO14001を認証した組織で、更新せずに自己適合宣言に切り替える地方自治体等の公的機関(長野県飯田市、岐阜県金山町、滋賀県中主町、弘前商工会議所、等)が出てきました。以下に飯田市の自己適合宣言の要点を紹介します。



## 【ISO14001:1996の適用範囲から抜粋】

この規格は次の事項を行おうとするどのような組織にも適用できる。…

- －外部組織によりEMSの審査登録を求める。
- －この規格との適合を自己決定し、自己宣言する。

## ISO14001自己適合宣言への挑戦 ～長野県飯田市～

## 【ISO14001認証から自己適合宣言へ】

- ・「環境文化都市」を目指して、2001年1月にISO14001を認証取得。
- ・1年かけて自己適合宣言の体制・仕組み作りをして、2002年5月に市長が決定。

## 【自己適合宣言への体制・仕組みづくり】

- ・担当職員の資質向上:ISO担当職員に公費でEMS審査員補の資格を取得
- ・内部監査のレベルアップ:
  - 民間の視点…「地域ぐるみ環境ISO研究会」(地元28事業所うち認証取得済み21事業所)
  - 他の自治体…「長野県環境ISO自治体ネットワーク」による相互内部監査
- ・教育訓練の徹底(昇格、異動の環境研修制度化、イントラによる教育資料の提供)・
- ・施策の拡大:
  - 従来の省エネ・省資源と環境プランに配慮した施策から、公共工事の計画・設計における環境配慮にまで運用システムを拡大。

## 【独自の環境マネジメントシステムの運用】

- ・独自の環境マネジメントシステム「いいむす21:I(い)I(い)M(む)S(す)21:Iida Environmental Mngement System21」
- 「環境文化都市」を目指して、徹底したISO14001の本庁舎と、取り組みのない出先機関・施設との温度差を解消
- 自己採点・自己評価、本庁職員による現地での内部監査を経て、「市長認定」
- 「南信州いいむす21」=地域独自の認証で、小規模事業所の負担を軽減

## 【「むとす」～まちづくりの原点～】

「自分たちのまちは自分たちでつくろう」

## 当社も2004年から 自己適合宣言に移行

当社は環境科学分野のコンサルタントであり、平成10年4月に定めた「環境憲章」の下で営業しているといっても過言ではありません。

駒沢本社のISO14001によるEMSは、それなりにパフォーマンスを達成し、継続的なシステム改善を果たしてきましたが、本年で3年目の更新時期を迎えるに当たり、ISO14001認証登録を取り下げて(発展的解消)、マンネリ化を防止し、説明責任などを要するより厳しい「自己適合宣言」のシステムに移行することにより、社員の環境改善取組意識に緊張感を持たせ、より高い環境パフォーマンス達成や効果的なEMS改善を目指していくことにしました。

自己適合宣言は、第三者審査がなくなることを担保する新たな仕組みを策定し、より厳しく自組織を律した自己責任によるシステム運用と説明責任に基づく公開をして、社会的信頼を確保していかなければなりません。

このため、既に本社では、以下のような事項を重点にしてEMSの改訂をいたしました。これらの要点は、2004年1月以降に当社ホームページなどで公開する予定です。

## 今後の取組み

今後、自己適合宣言に踏みきった組織や移行を目指す組織を募って研究会の開催を予定しており、内部だけでなくこうした他組織の取組活動も勉強しながら、自己適合宣言に基づく環境マネジメントシステムの継続的改善に努めて参ります。

ISO14001適合のEMSを運用している本社、環境創造研究所以外の支店、営業所は、環境憲章の下で活動していますが、関連会社も含めて環境省の環境活動評価プログラムや地方公共団体で実施している簡易型EMSによりマネジメントしていき、先行する本社等での自己適合宣言への移行効果を評価し時機をみて、ISO14001自己適合宣言を拡大していくことも検討してまいります。

皆様からのご指導をお願い申し上げます。

### 自己適合宣言への移行に伴う システムの改定重点事項

- ◇内部監査による適合性と有効性検証の充実
- ◇社員の環境管理教育の徹底
- ◇外部による適合性確認実施
- ◇EMSに係る活動内容の要点の公開
- ◇自己適合宣言書の公開  
(ISO/IECガイド22「供給者による適合宣言に関する一般基準」に準拠)

本件に関するお問い合わせは、下記にお願いします。

担当者:小林 (ISO推進室)

TEL:03-4544-7727 FAX:03-4544-7706

E-mail:kazuyuki@notes.metocean.co.jp